

<表1> 作業所の設立・運営主体 ( ) : %

	設立主体	運営主体	同近畿圏	同大阪府	同首都圏	同東京圏
計	1898(100%)	1898(100%)	343(100%)	164(100%)	627(100%)	285(100%)
育成会	570(30.0)	615(32.4)	62(16.8)	14(8.5)	152(24.2)	97(34.0)
市区町村	467(24.6)	87(4.6)	6( 2.2)	5( 3.0)	53( 8.5)	35(12.3)
関係団体	349(18.4)	356(18.8)	65(22.7)	28(17.0)	85(13.6)	12( 4.2)
運営委員	202(10.6)	483(25.4)	171(45.2)	104(63.4)	160(25.5)	14( 4.9)
個人	45( 2.4)	28( 1.5)	5( 1.9)	0( 0.0)	6( 1.0)	1( 0.4)
社協	51( 2.7)	150( 7.9)	11( 3.7)	5( 3.1)	33( 5.3)	6( 2.1)
不明	214(11.3)	179( 9.4)	23(10.6)	8( 4.9)	138(22.0)	120(42.1)

(出所：杉本 章「障害者の自立と作業所運動」『ノーマライゼーション研究1994』、114頁)

<表2> 1997年の箕面市の補助金の額

	区 分		限度額(年額)
運営費 補助金	A	利用人員が15名以上のもの	22,994,000円
	B	利用人員が10名以上15名未満のもの	17,601,000円
	C	利用人員が7名以上10名未満のもの	12,504,000円
	D	利用人員が4名以上7名未満のもの	9,659,000円
施設 借上料 補助金	1 作業所あたりの施設借上料 (月額15万円を限度とする)		1,800,000円
施設 借上料 補助金	1 作業所あたりの設備・改築費		750,000円
車 両 維持費 補助金	1 作業所あたり の車両維持費	利用人員が10人 以上のもの	1,200,000円
		利用人員が4人以上 10人未満のもの	600,000円

(出所：「障害者市民の地域生活支援の方向性について」箕面市障害者市民施策推進協議会、1998)

の主体になっているところもある。

## 2. 財政

日本の小規模作業所の補助金制度は、1977年精神薄弱者通所援護事業による始まった。始めには、1ヶ所で年70万円が支給されていたが、最近では、国の基本補助のみならず、自治体の補助による作業内容別補助や施設借上料補助、設備改築費補助、車両維持費補助まで支給されている。補助額は、自治体によって差があるが、多くの自治体はだんだん補助金を増している。<表2>は、箕面市の補助金額を参考にしたものであるが、作業所に対する自治体の補助金は、高額では、15人以上で2,000万円台から、全くない自治体まであり、

地域格差が極めて大きい。

作業所の補助金は、同種の法内施設である授産施設の措置費とは比べられないほど少ない。作業所は、行政からの施策ではなく、当事者たちの運動から始まったので、作業所に対する補助金は、行政のカバーが出遅れていることを支援する意味がある。しかし、「障害者プラン」で、“小規模作業所については、授産施設の分場方式の活用及びデイサービス事業の拡充による法定施設化を進めるとともに、助成措置の充実を図り、運営の安定化を推進する”と記述されているように国の方針になっているので、自治体の制度として発展する可能性があると思う。一方、この補助金については、国の経済的不安や認識の制約もあって発展可